

令和4年度 留置施設視察委員会からの意見と措置

	種別	意見の要旨	措置の内容
1	共通	<p>【被留置者の高齢化等に伴う留置主任官・担当者等への教養】 医師、カウンセラー、保健士等の専門分野の講師を招致して、一般的な留意事項その対処方法を講義してもらうことで、適正な処遇を行ってもらう。</p>	<p>全留置施設の留置主任官が集合する留置主任官研修（令和5年10月23日）に、当庁警務部健康管理本部から医師を招致して、講義を実施した。</p>
2	共通	<p>【新規入場時、写真等を用いた場内規律等の説明と外国語の併記】 新規入場時、文のみの「告知書」で留置についての説明をしているところ、写真等を活用したものにすれば、より留置について理解が得られる。また、外国語を併記することで、外国人にも理解が得られる。</p>	<p>視察委員会事務局において作成したものを各留置施設に配信し、現在活用中。</p>
1	個別	<p>【食事の保管管理】 食事の保管管理について、空調は設置されているが、室温管理がやや不十分であることから、改善を検討願いたい。</p>	<p>保管場所に室温計を設置することで、室温管理対策を講じた。</p>
2	個別	<p>【休憩室の環境整備】 休憩室の畳について、若干老朽化が認められたことから、交換等、環境整備の検討を願いたい。</p>	<p>畳の交換を実施し、環境整備の改善を図った。</p>
3	個別	<p>【震災発生時の担当官の安全確保】 休憩室に設置されているロッカー等什器の耐震対策が不十分であることから、改善を検討願いたい。</p>	<p>休憩室ロッカーの中身を精査し、休憩室から移動させる措置を講じた。</p>

※ 種別欄 「共通」は、全ての留置施設に共通するもの
 「個別」は、一部の留置施設についてのもの